

埼玉県告示第千七十一号

告示

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県朝霞県土整備事務所において縦覧に供する。

埼玉県知事 大野元裕

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十六号までを順次結んだ線及び標柱二十六号と標柱一号を結んだ線によつて囲まれた区域

十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	標柱番号
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	和光市	市町村
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	白子三丁目	大字
														字
七二六番三	七二六番三	七二六番二二地先	七二六番二一	七二六番二一	七二六番二一	七二七番一一	七二六番一六	七二六番九	七二六番一〇	七二六番一一	七三一一番二	七三一一番二	地番	

二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	和光市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	白子三丁目
七二六番二二	七二六番一地先	七二六番二八	七二六番二〇	七二六番二〇	七二六番二〇						